

平成 23 年第 4 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

## 平成 23 年第 4 回教育委員会会議

1 日 時 平成 23 年 3 月 22 日 (火) 13 時～15 時 56 分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	白 井	博
委 員	設 楽	雅 代
委 員	西 村	真 理
委 員	池 田	光 司
委 員	北 原	敬 文
教育次長	阿 部	宏 司
生涯学習部長	長 岡	豊 彦
学校施設担当部長	梅 津	康 弘
給食担当課長	川 本	明
計画課長	朝 倉	英 司
計画係長	大 木	敬 治
配置計画担当課長	松 本	英 知
学校教育部長	谷 山	正 司
企画担当課長	山 岡	祐 司
企画担当係長	池 端	宏
教職員課長	渡 邊	寛 也
服務担当係長	八木野	久
教職員係事務職員	山 吹	敏 彦
指導担当部長	金 山	正 彦
教育研修担当部長	風 無	隆 夫
高専事務局総務課長	佐久間	聖 子
文化部長	池 田	佳 恵
市民文化課長	小田垣	克 彦
総務課長	江 本	功
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	川 畑	千 沙

4 傍聴者 1 名

## 5 議 題

議案第 1 号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案

議案第 2 号 札幌市立学校設置条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則案

議案第 3 号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案

議案第 4 号 札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案

議案第 5 号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 6 号 札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更について

議案第 7 号 札幌市中高一貫教育校設置基本構想の策定について

議案第 8 号 課長職以上の人事について

議案第 9 号 札幌市文化財保護審査会委員の任命について

報告第 1 号 教職員の人事に係る報告について

## ◎ 開 会

○山中委員長 これより平成 23 年第 4 回教育委員会会議を開会いたします。

設楽委員から、所用により、本日の会議を欠席する旨の連絡がありました。

会議録の署名は、臼井委員と池田委員にお願いいたします。

それから本日の議案につきましては、第 8 号及び報告第 1 号については、人事に関する事項、議案第 9 号は附属機関の委員の任免に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第 14 条第 2 号及び第 3 号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

\*\*\* 全委員の賛同 \*\*\*

それでは、議案第 8 号及び第 9 号並びに報告第 1 号については、公開しないことといたします。

震災の関係で皆さん大変心を痛めていらっしゃると思います。本当に私どもとしても、早くに行方不明の方が発見されますように、また亡くなられた方のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、これから議事を進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第 1 号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則案

議案第 2 号 札幌市学校設置条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関す  
る規則案

議案第 3 号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案

○生涯学習部長 生涯学習部長の長岡でございます。私から、議案第 1 号、第 2  
号及び第 3 号について、いずれも札幌市立高等専門学校廃止に関わる内容でござ  
います。従いまして、まとめてご説明をさせていただきます。

最初に、札幌市立高等専門学校、以下、「高専」と呼ばせていただきますが、  
高専の廃止についてご説明いたします。

高専は、平成 3 年に開校いたしました。札幌市立大学の設置に伴い、平成 17  
年度から高専の入学生募集を停止し、本科、専攻科ともに在校生の卒業を待つて  
廃止することとなりました。

本科につきましては、平成 20 年度末に全ての学生が卒業し、その後は専攻科の  
みとなっておりますが、専攻科の学生につきましても、今年度をもって全学生  
が修了いたしました。

このことから、本年 3 月末日をもって高専を廃止することについて、文部科学  
大臣に対し、学校教育法の規定による認可申請を 2 月 10 日付けで行ったところ  
あり、文部科学省から、3 月 22 日付けで認可することを、本日確認してございま  
す。

そこで、議案第 1 号「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施  
行期日を定める規則案」についてご説明申し上げます。

高専廃止に伴い改正等が必要となる「札幌市立学校設置条例」や「札幌市立高  
等専門学校の授業料等に関する条例」などの高専に係る条例の改廃について  
は、文部科学大臣の認可に先立ち、平成 22 年第 4 回定例市議会において「札幌市  
立学校設置条例の一部を改正する条例」として平成 22 年 12 月 9 日に可決・公布  
されておりますが、この条例の高専に係る部分の施行期日は、当該認可後に教育  
委員会規則で定めることとしてございました。

このたび、同大臣の認可を受けることとなったことから、当該条例の施行期日  
を平成 23 年 4 月 1 日と定めるための規則案を議案第 1 号として提出するもので  
ございます。

あわせて、高専に係る教育委員会規則及び教育委員会事務の補助執行  
に係る通ちょうについても、高専廃止に伴い、改廃する必要があるため、議案第  
2 号「札幌市立学校設置条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則案」  
及び議案第 3 号「教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案」を提

出するものがございます。

改正の内容は、関係規則中の「高等専門学校」「学生」「教授」など、高専に関係する文言の削除等を行うものでございます。

関係規則は一部改正をするものが9件、廃止するものが3件、補助執行に係る通ちょうの一部改正が1件と、件数が多くなってございますので、1件1件ご説明することは省略させていただきますが、一覧を議案第2号に「資料」として添付させていただいております。

なお、資料の2枚目、最後のページになりますが、その一番下段、網掛けをしております「札幌市学校教育功績表彰規則」については、高専に関する部分を削除する改正が必要となりますが、高専廃止とは異なる理由からも一部改正が必要なことから、次の議案第4号の中で、改正することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

## ◎議案第4号 札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案

○指導担当部長 指導担当部長の金山でございます。私からは、議案第4号「札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

本件は、議案第2号で一括提案いたしました高専廃止に伴う関係規則の改正とは別に、札幌市学校教育功績表彰規則において、高専の廃止に加えて、表彰の方法を改めるための改正が必要となることから、ご提案するものでございます。

議案書に添付しております2枚目の新旧対照表をご覧ください。

高専の廃止に伴う改正につきましては、現行の表彰規則の第2条中、下線部を削除するとともに、用語の定義につきましては、箇条書きに改めております。

次に、表彰の方法を改めるための改正についてご説明いたします。

表彰規則では、第3条第1項第3号において、「教職員等で、30年以上在職し功績があったもの」を「30年勤続者表彰」として表彰しておりまして、その際には、規則第6条に基づき、表彰状及び記念品を贈呈してまいりました。

しかしながら、平成19年度の札幌市の行政評価におきまして、表彰の方法を市長部局の水準に合わせるよう指摘されましたことから、平成20年度から記念品の単価基準を段階的に引き下げてまいりました。

一方、市長部局においては、平成21年度から記念品としてのウィズユーカーダの贈呈を廃止したため、市教委の30年勤続者表彰におきましても、平成23年度から記念品を廃止し、表彰状のみの贈呈とすることが適当と考えたものでございます。

改正内容であります。表彰規則第6条中、現行の「表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。」を「表彰状を贈呈し、又はこれに併せて記念品を贈呈して行うものとする。」に改めるものでございます。

改正後の条文で、記念品について、このような文言としましたのは、表彰規則第3条には、「30年勤続表彰」とは別に、第1号及び第2号で、「札幌市教育実践功績表彰」制度を規定しておりまして、こちらは、功績が特に顕著な教職員等を様々な審査を経て表彰していることを踏まえ、記念品、現行は盾でございますが、これの贈呈を継続すべきと考えまして、改正後におきましても「記念品の贈呈」を可能とするための文言としたものでございます。

規則の改正内容につきましては以上でございます。

なお、改正後の表彰規則の施行日は、平成23年4月1日としております。

本件につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

今のご説明からすれば、むしろ第6条は、第3条1項及び2項の場合にはこれこれ、3号の場合には、表彰状を贈呈する、そういう風にそれぞれ別にしたほうがいいのではないかと、という風に思いますがいかがですか。

つまり、1項、2項については、記念品を贈呈するという形を残しておきたい。しかし、3項については、市長部局の方と合わせて表彰のみにしたいということであれば、それは分けたほうが好ましいのではないかと、そうでないと、この改正だと、3号の場合も場合によっては、感謝状と記念品の両方を差し上げるということが可能であるということ、ケースによっては考えようかということになりかねない、という感じもするのですが。つまり、そういう余地を残しておきたいという何か特別な事情、特別な事例などが考えられる。1項、2項以外にもですよ。というならそれはこのような改正規定になるのでしょうかけれども。何かちょっと、今ご説明の趣旨としては、必ずしも改正規定の書きぶりがそぐわないような気がするのですがいかがですか。

○山吹事務職員 この点につきましては、文言についてはすけれども、札幌市の表彰規則というものがございまして、そちらに基本的には倣っている形になります。そして、2点目に、「又は」で盾を残していますが、これについても実はですね、札幌市の教育実践功績表彰のほうも、行政評価の中では見直しすべきであるという指摘が過去にございまして、いずれも、見直しをすべきであるという指摘自体はあったのですけれども、この勤続表彰のみを具体的に見直しすべきという指摘がありましたのでその流れの中で、今回、これについては見直しというかたちにしたものです。

○山中委員長 30年表彰をお受けになる方にとっては、記念品をいただくことは大変励みになるのだろうということはあるのだろうと思うのですが、市長部局のほうとも合わせるという形は、それはそれで合理性があるのでしょうか、市長部局のほうは30年表彰の場合は感謝状だけにするという前提でありながら、なおかつ、こういう「又はこれに併せて記念品を」という形で表現しているのですか？

○山吹事務職員 札幌市の職員の表彰規則ではなく、一般の方に対する表彰規則の中で、盾と表彰状の両方をお送りできる規定になっているものですから、今回の趣旨といたしましても同様の趣旨と捉えてそちらに倣ったものです。ですから、今後札幌市の教育実践功績表彰についても、具体的な見直し等が必要になりましたら、当然それも、文言の修正が必要となろうかと思えます。

○山中委員長 一般の方の場合には、当然にという言い方は変ですけれども、表彰状だけでなく、感謝状を差し上げるということが常にではないでしょうが、よくあるでしょうし、それは残しておきたいということであるわけですね。

○**臼井委員** 私、さっきからこれを読んでいまして、「表彰状を贈呈し、又はこれに併せて」という下線部の意味が非常にとりにくくて、意味としては、表彰状はその1項2項3項全ての方に贈呈して、そして、その中である方には記念品をというように受け止めるのか、であればこの1項2項3項のどなたになるのか、これだけ読んでいて非常にわかりづらかったというのが正直なところです。

○**山吹事務職員** この市の教育実践功績表彰の規則の下に要項を設けておりまして、その中には具体的に表彰状及び記念品を贈呈するという規定をしております。

○**山中委員長** ちなみに30年表彰というのは何人くらい毎年いらっしゃるのですか。

○**山吹事務職員** 30年表彰は、今年度287名いらっしゃいました。

○**山中委員長** それだけの方に記念品を差し上げるか差し上げないかというのは、それなりに予算的な面では結構金額が違ってくるのでしょうか。

○**池田委員** 関連してなのかもしれないのですが、高等専門学校の廃止に伴う規則案の改正ということなのか、それとも、もうちょっと進んで同時にこの表彰規則を変えたということなのか、つまり高等専門学校が無くなったことに伴う規則をそのままスライドしたのか、それからさらに、その時これに併せて、この規則を改正したのかそれがちょっとわからない。それはいかがでしょうか。

なにかすごく表彰のあり方が変わったように一瞬見えるのですが、そうでもないかなと思いつつ読んでみたのですが、今までとあり方は変わらないということなのですね？

○**山吹事務職員** 表彰そのもののあり方については変わりません。ただ、お渡しする記念品の贈呈について今回改正させていただくという趣旨です。

○**北原委員** それで、先ほどの説明にもありましたように、高専の廃止に伴う部分というのは、それは一括して第3号議案までで整理していましたが、第4号を別にしたのは、高専の廃止に伴うだけでなく、この表彰に関する規則、この機会にそれ以外の部分についても見直しするという趣旨で第4号を別にご提案させていただいているということでございます。

○**池田委員** そうすると、議案の一番下の理由のところですが、高専の廃止に伴う改正ということ、プラスこれを機会にということが理由になるのでしょうか。

○**北原委員** 表彰の方法を改めるとというのが先にあって、併せて高専の廃止に伴う改正もいっしょに行いますよということ。

○**池田委員** そうすると、表彰の方法の全体像というのは、これしかないわけですね。第1条～第6条までしかないということなのですね。表彰の意味合いとかは。

○**北原委員** 表彰規則の全体が次のページにあります。



○池田委員 なるほどなるほど。

○山中委員長 高専の廃止に伴う改正部分というのは、第2条の用語の整理だけということですね。そしてその他に表彰規則の部分を改めるということになって、この2点からのご提案ということなのですね。

○北原委員 用語の定義のところでは、箇条書きに改めています。

○山中委員長 第6条の関係は、結局、規定上は、30年表彰の場合に、記念品を出せるかのように読めてしまいますけれども、それはそういうことを考えているわけではなくて、基本的に30年表彰の場合は外れるといたしますか、そのような運用なり、解釈がされているということですね。

○北原委員 それを要項で定めているということですか。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

## ◎議案第5号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の梅津でございます。議案第5号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案」につきましてご説明申し上げます。

まず、本市の学校給食の実施形態について例年ご説明をいたしておりますが、改めてご説明させていただきます。

給食調理の実施形態といたしましては、給食調理施設のある学校の給食のみを調理する「単独調理校方式」と、調理施設のある学校の分と近隣の調理施設を持たない学校の分を合わせて調理する「複数校給食方式」の2つの形態がございます。その「複数校給食方式」における給食の「供給校」と「被供給校」、いわゆる「親学校」と「子学校」と呼んでおりますが、その組み合わせにつきましては、本日も審議いただきます「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則」で定めております。

今回、新年度の学校給食実施にあたりまして、組み合わせの一部を変更する必要があることから、同規則の一部改正をお諮りするものでございます。

具体的な変更内容につきましては、議案に添付してございます「別紙 平成23年度複数校給食実施形態の変更内容」というペーパーを作っておりますのでこれをご覧いただきたいと思います。

今回の変更は大きく4点ございます。

まず1点目は、もみじ台地区の小学校4校の統合に伴う変更でございます。

平成23年度から、4校の小学校を統合し2校となることに伴いまして、現在調理校である、みずほ小学校の校舎を利用するもみじの丘小学校、また、もみじ台西小学校の校舎を利用するもみじの森小学校を親学校とし、それぞれ青葉小学校、上野幌東小学校を子学校とすることといたします。

2点目は東米里小中学校の閉校に伴う変更についてでございます。

上白石小学校は、現在東米里小中学校の親学校ですが、東米里小中学校の閉校に伴い、単独調理校に変更するものでございます。

1枚ページをめくっていただきまして、次のページ、3点目は桑園小学校の改築に伴う変更についてでございます。

桑園小学校は改築にあたりまして平成23年度から、親学校としての稼働を想定した調理施設を整えており、また、施設の規模や衛生管理の面についても優れているため、現在発寒南小学校の子学校である二十四軒小学校の親学校へと変更するものでございます。

これに伴いまして、発寒南小学校については、単独調理校に変更いたします。

4点目は中島中学校、平岸中学校及び日章中学校の変更についてでございます。

現在、中島中学校につきましては、他校に比べまして手狭な給食室で、衛生管理に配慮をしながら、親学校として、自校の200食という食数を大きく上回る、伏見中学校分613食も併せて調理しているところであります。この手狭な給食室での調理作業の負担を軽減するために、中島中学校につきましては、単独調理校化するものでございます。

この単独調理校化に伴いまして、特に給食の配送距離を考慮いたしまして、伏見中学校につきましては、平岸中学校の子学校に変更いたしまして、また、現在、平岸中学校の子学校でございます中の島中学校につきましては単独調理校である日章中学校を親学校とした上で、その子学校へと、変更するものでございます。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。ご質問あるいは、ご意見ございましたらどうぞお願いします。

○池田委員 ちょっとよろしいでしょうか。勉強不足で申し訳ないのですが、こういう供給校、親学校と子学校、こういう形というのは、望ましい姿なのか、それとも本来だと単独が望ましいのか。今後の参考にしたいと思うのですが、ほかの都道府県ですとか参考になる事例、岩見沢の件もございましたので、参考までに。

本来は単独がいいものなののでしょうか、それともこういう風に、あるいは親と子をもっともってセントラル式というのか、そういう風にしていった方がいいという、議論というものはされるものなののでしょうか。

○学校施設担当部長 親子給食につきましては、ある意味札幌市独自の特色ある形態かと思っておりますが、全部が単独調理室を持つ、それから対極として岩見沢のような給食調理センターのような大きな工場的なものとの、その中間にあるようなものと考えてございまして、今札幌として、単独調理校を全部にするのが理想と考えているわけではなく、調理施設の老朽化も進んでいる中で、親子給食を考えながらやっていこうと考えています。必ずしも、単独調理校がいいというわけではないと考えております。

○山中委員長 規模とか交通の便とかを考えながら、組み合わせてしているということですね。

○学校施設担当部長 ある意味、一定の効率化を考えながらやるということでございます。

○山中委員長 全ての学校が単独調理化されることがプラス面もマイナス面もあるということですね。平岸中学校は結局、何食供給することになるのですか？

○給食担当課長 平岸中学校は 385、中の島が 445、あわせて 834 を調理しております。

○山中委員長 今度は伏見に替わるでしょ。そうすると…

○給食担当課長 伏見は、613。

○山中委員長 そうするとほぼ、1,000。

○学校施設担当部長 変更後は約 1,000 食を提供することになります。

○山中委員長 人数的にいうとちょっと大規模すぎるような感じもしないでもないという気がします。

○学校施設担当部長 1,000 食くらいはほかにもあります。

○山中委員長 平岸中学校の今までの供給数からすると、200 くらい増えるということですかね。能力的には問題ないですね？

○給食担当課長 はい。能力的には問題ございません。

○臼井委員 すみません。一つ。小学校で、緑ヶ丘は 1,000 人くらいいるのですけれどもあそこは単独校なのですか？

○給食担当課長 中央区の緑ヶ丘小は単独です。952 食です。

○山中委員長 一定の人数を超えたら、単独調理校にしようとかそのような考え方でもあるのでしょうか。

○給食担当課長 数ですと、そうですね。基本的に 1,000 食くらい、最新の施設ではないものについては、1,000 食くらいが目安になります。多いところでは、1,300 食、広めで最新の施設が入っているところは調理している学校もございません。

○臼井委員 ちなみにその最大のところはどこなのですか？

○給食担当課長 親子合わせてですね、屯田北小が屯田西小学校と併せまして 1,340 食。

○山中委員長 親のほうが、子よりも少ないというケースもかなりあるのでしょうか。

○給食担当課長 いえ、かなり例外です。

○山中委員長 そうですか。なるべくそういう親のほうが、子よりも少ないというケースが生じないようにしているのですか。

○給食担当課長 あとは、そこの基本的な調理能力もございますので、逆転しているから悪いとは一概には言えませんけれども。

○西村委員 移動距離なのですからけれども、平岸中学校から伏見中学校、中島中学校のほうがずっと近いと言えば近いのですけれども、給食時間は決まっていますから、その時間までに運ばなければならないとなると、調理時間を早めなければいけないということは問題にならないのですか。

○給食担当課長 逆に、到着時間を逆算してですね、自分の学校の調理とは別に、

調理しております。ですからなるべく温かいものを届けるということで、距離もなるべく短く、調理時間もそこから逆算して調理しております。

○池田委員 希望なのですけれども、せっかく給食に関することに出会いましたので、私冒頭申し上げたように、全体像ですとか、今すぐでなくてもいいのですけれども、本来あるべき姿ですとか、規模とか、それに対する調理師の人数とかそのようなことがあると思うのですけれども、1回全体として、学校給食に関する運営のあり方というか、議論したほうがいいのではないかと、今回話をいただいている感じからしたのですけれども。例えば後ろに表がありますけれども、何食供給能力可能と、別紙に入れたりですね、もっと見やすく、わかりやすくしていったほうが、事故の防止につながっていくのではないかと思います、ぜひご検討いただければと思います。

○山中委員長 おそらくその場その場の必要に応じての改正ということはあると思うのですけれども、それによって全体にどのような影響がでるかということもあるでしょうし、調理能力、あるいは給食を運ぶ時間、そしてそういったことが職員の勤務時間に与える影響ですとか、こういったことも考えて全体的に一定の基準的な、こういうものを考えてこういう風にしていきたいと思いますというような政策的なものもあるのかもしれない、そういったところをわたしどもも話をしていくわけではないので、池田委員からお話しが出たように、その辺一度お話など伺う機会があってもいいかもしれない。それを踏まえて、場合によっては、今、直ちに改正すべきというのではないけれども、この学校とこの学校のペアはちょっと将来的に考えたほうがいいのではないかというように、ある程度長い目で見て考える必要があるかもしれないという気がしました。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

## ◎議案第 6 号 札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更について

○学校施設担当部長 議案第 6 号の「札幌市立小学校及び中学校の通学区域の変更」につきましても引き続き私から説明させていただきます。

本議案は、東米里小学校及び東米里中学校を廃止することに伴い、東米里地域の小学校及び中学校の通学区域を新たに設定するものと、また、地域の事情等により指定校以外への通学を暫定的に可能としている指定変更区域のうち、小学校 2カ所、中学校 2カ所について、通学区域を変更するものの大きく 2点でございます。

通学区域の変更につきましては、札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問のうえ、教育委員会が決定することとされており、この度 3月 16 日に開催されました同審議会におきまして、いずれの区域につきましても、変更案が妥当との答申をいただきましたことから、今回、ご提案をするものでございます。

それでは、議案に添付をいたしました A 4 横の資料「通学区域変更箇所新旧対照表」をご参照いただきながら、ご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1番目が東米里地域の関係でございまして、東米里小学校及び東米里中学校につきましては、学校規模適正化に係る廃止ということで、昨年 10月 29 日開催の平成 22 年第 18 回教育委員会会議において、適当である旨、ご意見をいただいたうえ、平成 22 年第 4 回定例市議会において、市立学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、今年度末をもって廃止することが決定されたところでございます。

両校廃止後の東米里地域の通学区域につきましては、米里小学校及び米里中学校を前提として、保護者及び地域の方々に、ご説明し、ご理解をいただいております。

新たな通学区域につきましては、資料新旧対照表 1 ページが小学校の関係、2 ページが中学校の関係でございまして、東米里地域全域を、米里小学校及び米里中学校の通学区域とするものです。

通学にあたりましては、路線バスを活用することといたしまして、通学定期代につきましては、「交通機関通学定期料金助成制度」により、教育委員会が全額助成するものでございます。

大きな 2 番目でございますが、指定変更区域を廃止いたしまして、通学区域を変更する 4カ所について、ご説明いたします。

指定変更区域と申しますのは、新たな宅地開発などによりまして、従来の通学区域では不都合が生じる場合や、通学距離が明らかに遠い場合、通学路の安全確保が困難である場合など相当と認められる状況において、受け入れ校の収容能力などを考慮のうえ、指定校以外への通学を認めている区域でございます。

現在、小学校は 31 カ所、中学校は 27 カ所を設定しております。

ただし、これは将来的な通学区域変更のための暫定的な措置でございます、設定にあたっては、不利益を被る児童生徒のないよう、住民の総意によることとしておりますが、地域内において通学する学校が二分されたり、学校を選択するという行為が児童生徒、保護者に動揺を与えたりするなど、かえって住民の不利益となる場合があるなど、どちらの学校が選択されるのか入学直前まで判明せず学校運営上の支障となるなど、必ずしも好ましい面ばかりではないことから、通学する学校が定まったと認められる区域については、速やかに通学区域を確定させる必要がございます。

今回提出をいたしました指定変更区域 4 カ所につきましては、いずれも町内会などの地域の方々から通学区域変更の要望を受けているものであること、受け入れの学校側に全員通学している状態が続いておりまして、来年度入学予定者についても同様の傾向となることが確認されていること、通学距離が従来の指定校に比べて近く、通学路の安全性、町内会などの地域的一体性が保たれていること、そして学校規模に及ぼす影響が少ないと考えられることなどから、受け入れ校側への通学区域の変更が妥当であるという風に考えてございます。

各地域の概要を具体的にご説明いたします。

新旧対照表の 3 ページと 4 ページでございます。3 ページは小学校、4 ページは中学校でございますが、これ以降は、新旧対照表では、いずれも黄色く塗りつぶしている箇所が指定変更区域です。

3 ページ、しらかば台小学校から月寒東小学校、4 ページは、東月寒中学校からあやめ野中学校へと通学区域を変更いたします月寒東 3 条 11 丁目 3 番は、これは黄色の部分ですが、八紘学園の敷地でございます、少数の世帯が住まわれております。

この区画内からは、3 ページでいいますと、しらかば台小学校の方向へ抜ける道路がないため、月寒東小学校へは約 0.9 km なのに対し、しらかば台小学校へは迂回することになりますので約 1.9 km と、月寒東小学校の方が近くなっています。

また、4 ページの中学校でございますが、東月寒中学校及びあやめ野中学校とも約 1.2 km と、ほぼ等距離でございますが、月寒東小学校の児童は主にあやめ野中学校または月寒中学校へ進学いたしますので、月寒東小学校から、ごく少数の子どもたちだけが東月寒中学校へ進学するという状況を避けるため、あやめ野中学校の区域へと併せて変更するものでございます。

次に、資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

三里塚小学校から平岡公園小学校へ変更いたします里塚緑ヶ丘地区の一部につきましては、平成 9 年頃から宅地開発が行われ、開発の進展に伴いまして指定変更区域をこの図面でいいますと下の方へと拡大していったものでございます。

通学距離は、平岡公園小学校へは近いところで 480mから遠くても約 1.3 kmなのに対しまして、三里塚小学校へは約 1.6 kmから 2.7 kmと、平岡公園小学校の方が近くなっております。

それから、図面で黄色の部分、下のほうガタガタといいますか、入り組んだ形状となっておりますけれども、町内会の区域に対応させているためにこういう地域となっております。

最後に、新旧対照表の 6 ページをご覧ください。

宮の丘中学校から発寒中学校へ変更いたします発寒 9 条 14 丁目につきましては、準工業地域となっております、工場や倉庫などが地域の大半を占めている中に、社員寮や戸建て住宅などが立地しているという状況でございます。

周囲は、宮の丘中学校側が幹線道路である桑園・発寒通を挟んで空き地が広がっているのに対しまして、発寒中学校側は生活道路を挟んで住宅地、マンション、商業施設などが続いておりまして、地域的なつながりとしては発寒中学校側の方が強いという風に言えるところであります。

また、通学距離につきましては、発寒中学校へは約 2 kmなのに対しまして、宮の丘中学校へは約 3 kmと発寒中学校の方が近くなっております。

変更箇所 4 箇所につきましては、以上のとおりでございます。本年 4 月 1 日をもって変更いたしたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 はい。ありがとうございます。ご質問あるいはご意見よろしく願いいたします。

○臼井委員 6 ページの宮の丘中学校と発寒中学校のことなのですからけれども、ちょうど、一番上の黄色の部分が今度、発寒中学校になるということなのですが、黄色のところに行く細長い部分、廊下のようなところがあるのですけれども、そこにも住宅があるのでしょうか。

○学校施設担当部長 一部住宅が張り付いております。すぐ南側はそうでもないのですが、そこを越えますと住宅が張り付いております。

○臼井委員 なるほど。そうしましたら、さっきですと、3 キロから 2 キロ、距離が 1 キロくらい縮まるという話でしたよね。そうすると、黄色のところの下の部分の父母の方も 1 キロ近くおそらく距離が縮まると思うので発寒中へというような希望が出ているのでしょうか。

○学校施設担当部長 一部声が出ていたということもあつたようですが、町内会全体としてですね、まとまったということにはなっていないようでございますので今回は併せて変更するという事は考えておりません。



○**臼井委員** それからもう1点なのですが、例えば、この場合だと両方選べるので親のほうで選択できるということは残しているのでしょうか。

○**学校施設担当部長** ここは、あくまでも今でも宮の丘中学校の通学区域でございまして、選択できる状況ではありません。

○**臼井委員** わかりました。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**西村委員** 指定変更区域というのは、どれくらいの期間、指定変更区域なのでしょうか。何年間かとか？10年間くらい指定変更区域だったとか？

○**学校施設担当部長** 変更するまでの期間ということでしょうか。

○**計画係長** 一概に何年ということではなくて、状況を見まして、例えばその指定変更区域がほとんど受け入れ校に行っている状況を見ましたら、早めに今回のような形で変更したいと思えますし、やはり中々、半数程度であれば、地元の方の意向を無視して、強制的にしてしまうといろいろご意見が出ますので、最低でも8割以上、今回提案させていただいたところは、ほぼ全員が行っているところをまず選定させていただいておりますので、個々によって年数というのは特に決めておりません。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**池田委員** ひとつ。この通学区域変更箇所というのは、これはたまたま、今回これだけあがってきましたが、他に潜在的にあるのではないかと思うのですけれども、校区の決定にあたっての悩みというのか課題、というのはあるのでしょうか。例えば、コンパスを当ててしまったら3キロぐらいのところがあるとか、通学区域が2.5キロとかどれくらいが範囲かということも含めて勉強したいなと思ったのですけれども。

○**学校施設担当部長** まずは通学区域を決める際、学校規模の問題がございまして、東米里小中学校ですとか、もみじ台のようにですね、その学校規模の問題で、まずは子どもたちが減ってきたりしますと、学校規模を保つためにどうするかということになってきますので、子どもたちが減ったからといって即統合ということにはなりませんので、例えばその場合、通学区域を変更することによって、両方バランスがとれるということも出てくるかもしれませんので、そういった社会情勢の変化というものも通学区域を考える上で大きくなってきているのかなという風に思っておりますし、あとは、指定変更区域についてもそうですけれども地元のいろいろ町内会の関わり、地元のいろいろな団体の関わりが子どもたちに大きくなっておりますので、それらの活動などが損なわれないようなという意味で、町内会が分断されるような通学区域になってしまうと、一体化することがいいのか悪いのか、地元の考え方いろいろございまして、そういった面もいろいろ考慮しなければならないという状況があります。

○池田委員 距離についてはどうですか。距離の問題については特に無いのですか。長すぎるとか、そういう課題は特にないのですか。

○北原委員 小学校と中学校とそれぞれ概ね目安があります。

○計画課長 概ね小学校2キロ、中学校が概ね3キロというのがございますので、そんなに特別ですね、市街化区域の中ですと。その中でどちらが近いというのはあるかもしれませんが。

○臼井委員 今の発寒と宮の丘のことなのですけれども、今、中学校のこと伺っているのですけれども、小学校のこともついでに伺いたいと思うのですが、黄色の部分のところの方々は、中学校の区域ですと、手稲宮の丘なののですけれども、小学校もこの宮の丘なのでしょうか。それとも西小がすぐ近くにあるのですが、小学校の区域は？

○計画係長 西小です。

○臼井委員 わかりました。

○山中委員長 教育委員会でこういうものを議題にするというのは、どちらかという地元から要望が上がってきて、それを踏まえて検討するというほうが普通なのですかね。教育委員会独自で、概ね2キロだとか3キロだとか、それから町内会の区域だという風に考えていくというよりは、地元からの変更してくれというのを受けながら全体的な区域の親御さんたちの要望がどちらに向いているかという、大勢がこっちの方になっているなといったことで、意識する、線を引き直すことのほうが多いのですかね。

○計画課長 一般的にはそうでしょうね。今、分離新設がほとんど無くなっているものですから。

○山中委員長 やはり統廃合に伴うものが大きいのですかね。池田さんのさっきのお話は、むしろその教育委員会側として全体的な区域割りみたいなことを考える必要があるのではないかということですね。

○池田委員 そうです。あります。例えば3キロ45分、1キロ15分としても。そういうところがあるのかどうかということを、どこが確認してそれをどう是正して行ったらいいか。我慢強い国民なので、結構がんばって歩いているということなののですけれども。教育委員会の役割というのがそういうところにあるのだとしたら、定期的にチェックを入れてみて、あり方を検討してみるというのも必要ではないでしょうか。

○山中委員長 一方その地元のつながりとか結構学校と強い面があるから、おっしゃるのも一つのアプローチだし、他方地元から声も上がってきていないのに、行うのもどうかというのもあるかもしれませんね。

○北原委員 ちなみに札幌市の2キロ3キロは国、全国的な通学区域に比べると短めです。

○計画係長 国は4キロ、6キロです。

○池田委員 実際に3キロ通学していらっしゃるというのはあるのですか？

○計画係長 若干あります。

○池田委員 そうですか。

○計画課長 3キロを超えると通学の定期が助成されるという制度になっておりますので、3キロまでは歩いていただく。先ほどの宮の丘も元のままですと3キロ強です。

○山中委員長 教育委員会としては、問題意識としては常に区域についてどうあるべきかというのを考えていく必要があるのですが、現実的には地元からの要望というのを、中心に据えていかなければならないという現状があるのでしょうか。そういう意味で問題意識というのは持ち続けていただきたいと思います。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

## ◎議案第7号 札幌市中高一貫教育校設置基本構想の策定について

○**学校教育部長** 学校教育部長の谷山です。議案第7号、札幌市中高一貫教育校設置基本構想の策定についてご説明いたします。中高一貫教育につきましては、今年の1月25日に基本構想案を公表しまして、2月28日までの間パブリックコメントを実施いたしましたところであります。

このパブリックコメントを踏まえまして、本日基本構想を策定したいと考えております。

資料につきましては、パブリックコメントの内容及びそれを踏まえた修正点を記載した別紙1「札幌市中高一貫教育校設置基本構想（案）に対するご意見の概要と札幌市の考え方」と別紙2「基本構想（修正案）」の2種類が議案に添付されております。

「札幌市中高一貫教育校設置基本構想（案）に対するご意見の概要と札幌市の考え方」につきましては、事前に見ていただいておりますが、再度ご説明させていただきます。

まず表紙をおめくりいただいて、1ページ目でございますが、意見募集実施の概要についてまとめております。

意見募集の枠組でございますが、先ほどもお伝えしましたとおり、実施期間は、1月25日から2月28日の35日間で実施いたしました。

意見募集方法と致しましては、持参、郵送、FAX、電子メールとしております。また、※印にありますが、2月20日に札幌市民ホールで市民説明会も開催し、その際にも意見募集を行っております。

資料の配布場所につきましては、市役所や区役所、まちづくりセンターなどに配布するとともに、ホームページでも公開いたしました。

意見結果でございますが、提出者数は団体を含めまして199名となっております。提出方法別の内訳といたしましては、持参が1、郵送が6、FAXが5、電子メールが16、市民説明会が171となっております。

また、提出者の居住区でございますが、東区からのご意見が多くなっておりますが、全ての区にお住まいの方からご意見を頂いております。

2ページ目にはそれぞれのご意見が基本構想案のどの部分にご意見を頂いたのかという内訳について記載しております。

特にご意見の多い部分といたしましては、1章の中高一貫教育校の設置についてが99件、そして3章関係で「その他」に分類させて頂いておりますが、学力や部活動に対するご意見が48件、4章の関係の入学者決定方法に係るご意見が69件、加えて、制服・通学・給食・費用等に係るご意見が45件となっております。

このご意見をまとめましたのが、4ページ以降の「意見の概要とそれに対する札幌市の考え方」になっております。主なご意見をかいつまんでご説明させていただきます。

ご意見No.1・2についてでございますが、基本構想案に期待するでありますとか、進路選択のひとつとして検討したいというような前向きなご意見が77件ございました。

一方、設置に対して疑問がある等のご意見もいくつか頂いております。主なものを挙げますと、ご意見のNo.6でございますが、市立の中高一貫校が設置されれば、私学経営に大きな影響を及ぼすことや市民に中高一貫教育を提供する私立と授業料の不公平があってはならないことから、私立中高一貫教育校に通う生徒や学校への補助を望むというご意見が4件ございました。

こちらに対する考え方でございますが、平成19年に実施いたしました生徒・保護者アンケートで58%の保護者が市立の中高一貫教育校への入学に前向きな回答をしております。中高一貫教育校に対する潜在的な需要は大きいものと認識しており、市立の中高一貫教育校はこのような需要を新たに掘り起こすものと考えております。

また、制度上義務教育であります中学校段階は全ての生徒に公立で学ぶ機会を保障しており、その中で主体的に私立中高一貫教育校を選択している方々に対して、その授業料の公費負担は難しいものと考えております。同様の考えから私立学校に対しまして今まで以上の補助を行うことについても難しいものと考えています。

続きまして、5ページのご意見のNo.8でございますが、中高における新たな複線化教育を進めることは、子どもたちの早期からの「差別」、「選別」に繋がることとなる。また、受験競争の低年齢化を招くことは避けられない。加えて、東区を中心とする中学生にとって、開成高校は他に無い特色ある学校であり、そういった学校への受験の機会を奪うことになる。市教委が最優先すべきことは、中高一貫教育校の設置よりも札幌市に住む全ての子どもが少しでも豊かな教育を受けることができるよう教育条件整備を進めることである旨のご意見が3件ございました。

こちらに対する考え方でございますが、中高一貫教育校は学校教育法等の改正により国として制度化されたものでありまして、また、中高一貫教育校の特徴を生かした特色ある学習環境を新たな選択肢として提供することなどを目的としており、生徒の「差別」、「選別」に繋がるものではないと認識しております。

入学者決定方法につきましては、学力検査は行わず、受験競争の低年齢化を招かないよう十分留意する必要があると考えております。

加えまして、現在道立高校は石狩管内1学区、市立高校は札幌市内1学区とな

っており、中学校卒業時点の公立高校への選択肢は保障できるものと考えています。

札幌市教育委員会としましては、中高一貫教育校の設置も含めまして、札幌市に住むすべての子供たちが豊かな教育を受けることができるよう教育条件を整えていきたいと考えております。

続いての主なご意見でございますが、13 ページをご覧くださいと思います。No.76 から 79 ですが、「学力の向上を望む」といった要望が合計 16 件、続いて 15 ページのご意見No.101 でございますが、「入学者決定方法の詳細を早く教えてほしい」といったご意見が 18 件、ご意見No.102 ですが、「抽選はやめてほしい」といったご意見が 17 件、続いて 20 ページのご意見No.159 でございますが、「開成以外にも設置する予定はあるのか、設置してほしい」といったご意見が 15 件、また、数は多くないですが、21 ページのご意見No.171 でございますが「入試日程などは、私学関係団体と十分協議すべき」といった要望も 2 件ございました。

そのほかにも、部活や保護者負担、教育内容などの詳細を知りたいでありますとか、検討内容が整理された段階で再度説明会を開いてほしいなどのご意見も数多く頂いております。

こういったご意見を踏まえますと、設置に対して前向きなご意見が多く、そのほかのご意見についても、設置に向けて今後検討する内容が多いことから、基本的には構想案については理解が得られているものと認識しており、構想案からの大きな修正は不要と考えています。

お手数ですが 3 ページにお戻り頂きまして、これを踏まえまして、構想案からの修正につきましては、誤解を招く表現を改めることや今後の情報提供に対する姿勢を明確にするという観点から 2ヶ所行うことを考えております。

まず、入学者の決定方法の部分でございます。

こちらは本書の P19 の 5 でございますが、現在の書き方では、適性検査、作文、面接、調査書、抽選の全てを行う方針が決まっているとの誤解を与えかねない表現ですので、こちらを、「適性検査、作文、面接、調査書、抽選など複数の方法の中から選択のうえ、適切に組み合わせて実施することとし、受験競争の低年齢化を招かないよう十分留意します。」と修正したいと考えております。

加えまして、入学者の決定に当たっての日程等について、きちんと関係機関と協議していく旨も明記する形で修正したいと考えています。

そして、もう一つの修正点でございますが、本書の 24 ページの「2 評価と検証」の前に「今後の進め方」という項を一つ立てまして、「再度説明会を開いてほしい」等のご意見を踏まえ、適切に情報提供を行っていくこと、そして児童・保護者向けの学校説明会の開催についても実施の方向で考える旨を明記したいと考えています。

以上の2点を修正のうえ「札幌市中高一貫教育校設置基本構想」を策定したいと思えます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ただいまご説明の修正点を中心ということになりますが、このほかにも、議論などをした後にこんなところを再度考え直したほうがいいのかということでもあれば、そういったことも含めて、ご意見あるいはご質問よろしくお願ひします。

○西村委員 この「基本構想に対するご意見の概要と札幌市の考え方」という冊子と基本構想の冊子というのは、ばらばらに置かれるものなのではないでしょうか。それとも、ある程度一緒のものとして置かれるのでしょうか。

○学校教育部長 わけて置きます。

○西村委員 札幌市の考え方というのを読んでいると、これはこっちのこの基本構想の中の何ページを見れば、くわしく書いてありますよ、というのがちょっとあれば、もうちょっとわかりやすく札幌市の考え方がうまく説明しているなという部分があったのですよね。

例えば、札幌市の考え方の8ページになると思うのですけれども、その29番、改編対象校の選定というところで、「開校から3年間は、高校段階からの入学枠を設けるなど、十分な周知期間を確保し、地域の方々のご理解をいただく努力をしております。」ただこう書かれてもちょっとわからないのですけれども、これを例えば、構想案の20ページを見て下さいというと、そこにちゃんと構想案が図にして書いてありますよね。こういう形で子どもたちが増えていきますよ。開校していきますよ、というのがわかる。ちょっと、札幌市の考え方が構想案のどの部分からでてきているのか。全部とは言いませんけれども、ある程度わかるようにしていただけたらありがたいなと思えます。

○山中委員長 大変最もな指摘だと思います。全部とまでは言わないまでもとおっしゃいましたけれども、基本的に各部分について何ページ、1ページだけでなく何ページと何ページ、それを参照してくださいというのを付け加えていただいたほうが、原則的にそういう形であるのが望ましいと思えますね。

○北原委員 これは、※印をつけたり、例えば、「3年間は高校段階からの入学枠を設ける」のあとに括弧をつけるなりして、構想案何ページ参照とかという風にするということですね。

○西村委員 そうですね。

○北原委員 ※印であればこの枠の中の下のほうに、※印の解説が入るとか。

○山中委員長 全体として何ページをみていただくという形のほうがいい場合もあるでしょうし、このひとつの枠の中の文章について、ある部分は、何ページ

を見ていただくほうがいいというのものもあるでしょうし、そこは書き分けたほうがいいのかもしれませんがね。他にいかがでしょうか。

○西村委員 もう1点いいでしょうか。たしかご意見の中に、たくさん部活動に対する考え方ということがあったのですけれども、確かに中高一貫ということになるとまた、部活動に対するイメージがこれまでとは変わったものになってくると思うのですよね。けっこう、40何件でしたか、あったということですが、構想の中では、部活動については触れていなかったような気がするのですけれども、私の気のせいでしょうか。

異年齢集団による学びあいによる学習意欲という項目になるのか。教育課程の中には入らないものなので、なかなか書きにくいことは、書きにくいとは思いますが、これだけご意見が、部活動はどうなのかというのがあれば、何か触れなければいけないのかなとちょっと思ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○学校教育部長 基本構想案の中には、部活動だけを取り上げているというのはありませんが、ただ西村委員がおっしゃいましたようにご意見としてはいただいておきますので、このあたりを構想案の中に入れて。

○北原委員 一応構想案の13ページの網掛けの部分にわずかですけれども。

○山中委員長 もう少し詳しくということでしょうか。

○学校教育部長 23ページのですね、7番にも書いてあります。

○山中委員長 その辺も、さっきと同様に引用していただくということが、まず必要であろうと思います。もう少し詳しくしてほしいということですね。

○西村委員 詳しくというより、触れてほしいということです。

○山中委員長 そういう形で引用していただくと、漏れていないのだなということもわかるでしょうし、その辺、工夫をお願いしましょう。

○池田委員 4ページの6番目の札幌市の考え方のところに、3行目ですね、約58%の保護者の方が、市立の中高一貫教育校に前向きな回答をしていますとありますが、これは正しいのでしょうか。保護者が中高一貫教育への入学に前向きな回答をしていますということではなくて、市立の中高一貫教育に前向きなことなのですね。

○北原委員 これは質問として、もし市立の中高一貫教育校ができたら通わせたいと思いますかという趣旨の質問に対して、そう思いますと約58%お答えいただいたというそういう中身です。

○池田委員 それを受けてかどうかわからないのですが、隣りにあるご意見を見ると、私学の経営を圧迫するのではないかという表現がけっこうありましたので、そこのところは中高一貫教育というのは私も素晴らしい思想だと思うので、そこをもっと強調するような形を採るとこういう形にならないのか、あるいは何かもっと意図的なことがいっぱいあるのか、それが3ページの修正後の北海道教育委



員会や私学関係者と協議して決定することを考えていますというところについてのかどうかというのがちょっと気になっていました。

実際、私学関係団体と協議して決定することというのを、今ここで入れていいのか3ページにですね。入れていいのかどうかというのをちょっと考える場面がいくつかあるかなど。これを決定するとそれが一つのルールになっていくので本当にそれが正しいのかどうか、ということについてはもうちょっと判断が、議論を尽くしてないのではないかなど。

もともとは、もうちょっとフリーハンドだったような気がするのです。入学者の決定については、詳細に検討し、開校前年度に公表します。という条件をつけたといいますか、そのようなことかなと思うのですが、その辺は、実際運用面としてどうなのかなということをお聞きしたいなと思ったのですけれども。

○**学校教育部長** 入学の日程につきましては、当然、私学の日程というのと大きく関わる部分があるのではないかと考えておりますので、そういう意味では、こちらはこうしますというような形で事前にお互いが納得・理解しながらですね、日程等を決めていくことが中高一貫教育校の私立も市立も両方がいい方向といえますか、うまくできるのではないかと考えております。私どもはもっともっと市立が中高一貫教育をすることによって理解といいますか、潜在的な需要があるのではないかと考えておりますので、市立が中高一貫教育をすることによって、もっともっと需要の面では出てくるのではないかと考えております。そういう面では、私立の経営圧迫まではつながってはいかないのではないかと考えております。

○**北原委員** もう1点申し上げますと、入学者の決定方法については教育委員会として主体的に決めます。ただ、私学関係者との協議というのは日程についてですので、実際入試の日程というのは、例えば、公立の中学校のほうでも、自分の方の学校に入ってくるのか、あるいは中高一貫の方に抜けるのか、私学に抜けるのかということで生徒数の読みが変わってきますので、その辺のところは関係のところと協議していかないと、なかなか学校の規模が固まってこないというそういう経緯もありますので、そんなことも含めての協議ということになるかと思えます。

○**山中委員長** 現実には、この辺を十分配慮しないと、この学校をいいものにしていくために、足をひっぱりかねないというような問題が起きてくるのだらうなという気がするのですけれども、ただ教育委員会としましては、日程の決定なんかについても本来教育委員会の権限でありますから、それを遠慮することもないのではないかというご意見もあろうとは思いますが、その辺は、決定権は教育委員会にあるけれども、今部長も言われたように、いろいろな団体によく理解して

いただいて、できるだけ多くの方のご賛同をいただいて発足していきたい、こういうことですかね。それで、協議してというのかご意見を伺ってというのが、権限論からいったら、その方がいいのかもしれないけれども、協議してと書くほうがより全体的なことを配慮して、うまくやっていくための、表現として大事なかなと。こういうことでしょうか。

言葉の問題ですけれども、さっきの 58%の市立の中高一貫校の入学に前向きな回答をしていますとありますが、教育委員会としてはこの学校をつくっていくことについて、進めていこうという方向を大事にしたいということで基本構想をつくっているわけですから、それを前向きにとらえるのが正しいのでしょうかけれども、ただ、いろんな慎重なご意見も決して後ろを向いてるわけではないのだというわけではないことにもなるかと思しますので、前向きなというよりは、積極的なという表現のほうがいいのかなという気がしてるのですけれども、それはどうですかね。

○北原委員 それはアンケート、質問の文言をそのまま使うという手もありますね。

○山中委員長 それはちょっと、ご検討いただきましょうか。

○西村委員 文言なのですけれども、仕方ないのかもしれないのですが、今後詳細を検討してまいりますという言葉がたくさん目につくというか、耳につくというか、詳細を検討するというのは、課題がたくさんでてきたということで整理されるのでしょうか。

どれくらいを目処にとか、どういうところを目処にというのがなければ、目処というものが記載されていなければ、検討されてそのままかなと思ってしまうものもありますので、ある程度どのあたりまでという時間的なものを区切って検討して報告していきたいという形に変えられるものは変えてほしいなと思いました。

○山中委員長 開校するために、タイムスケジュール、ある程度具体的なものに向けての日程的なものを意識しながら進めていかなければならないのでしょうか、そういったことの関係で、つめていくのは、西村委員が言われるような具体的な日程は、いつごろまでということを出していけるのか、全体としての基本構想案がこれで札幌市として決定ということにならなければ、進んでいけないのでしょうか。

○学校教育部長 施設面については日程は決まっていますけれども、教育内容等については 23 年度から早急に検討委員会を立ち上げて、少しずつ内容的には、大きな目処としては 1 年目どのあたりまでというのは、構想としてはあるのですけれども、そのあたりできるかどうか。

○北原委員 時期的な見通しが書けないにしても、検討委員会を設置して詳細を検討してまいりますという書き方はありますよね。

○山中委員長 23年度に入ってできるだけ早期に検討委員会を立ち上げてということですかね。やはり、進行スケジュール的なものがある程度出ているほうが私どももそうですし、それから市民にしても理解というか議論しやすいでしょうから、そういう意味では少しでも具体的なところが目に見えるような形で表現していただくというほうがよろしいでしょうか。

さきほど池田さんから言われたところは、修正点の1番目の入学者の決定方法について、まだここまで書けないのではないかと、協議決定というのね。そこは書くべきではないのではないかとということですか。

○池田委員 そうですね。そんな気がちょっとするのですけれど。ここに入試日程について「等」というのがあったので、ちょっと気にはなったのです。

もちろん当然協力しあう、むしろ私学の次の段階として生まれてきた市立の中高一貫なわけですからいろいろ学ぶところもあるかもしれないけれども、市の方としては、協議して決定するというのはもっともっと拡大解釈されないかな、という懸念はあったりします。

もうちょっと先でもいいのであれば、もっと先にこれについてはこうしよう、これにしようというのがあってもいいのではないかと感じます。ただ概ねは了解したいと思えますけれど。ただ、入試日程「等」はいらぬかな、入試日程については、と。

○山中委員長 逆にね、「等」がついているために返って、いろんなものについて協議してやっていくのだと、いろんな幅を広げすぎるのではないかとということですね。その辺どうですか。「等」が入っていることについては、案をまとめた事務局のほうでは。

○企画担当係長 おっしゃるとおりです。「等」は、確かに無くてもいいです。

○山中委員長 いれなくてもいい。そうですか。

○西村委員 実際には入試日程以外では協議して決めるようなことはないということですか。

○学校教育部長 決めることはですね、お話聞いたりすることは当然ございますが。

○西村委員 入試日程以外では協議してやることはない。

○北原委員 逆に言うと、入試日程しか私学関係団体と話をする気はないぞという風に受け取られたら困りますよね。逆に入試日程等については北海道教育委員会と協議するとともに、私学関係団体と話し合うというのか、調整させてもらうとかっていうことを、協議という言葉を使わないで表現しておいた方が、池田さんの懸念に応えつつ私学に対する配慮もできるのかなと。今言った私の順番を逆に、私学関係団体の話を先に述べておいて、北海道教育委員会と協議して考えていくという風に。

○山中委員長 いずれにしても、話し合いをするというのは大事なことで、理解していただくために、いろんな機会をとらえて話し合いはしていくが、最終的に教育委員会としては、入試日程等についてそれを踏まえて決めさせていただくということになるのでしょうか。その辺の表現をもっと工夫していただいてもよろしいでしょうか。

姿勢としては、十分ご意見を伺っていきますよという。一般的には、協議し、決定というのをあまり厳密にとらえないほうがいいのかなどという感じもありますが。今教育長からもお話のあったようなところを踏まえて表現を若干工夫していただくということで、おまかせするというところでよろしゅうございますか。

○池田委員 しばられたらいやだなというのとそのほうがいいのとちょっと迷うところがありますね。

○山中委員長 その辺のところの表現をご検討いただいて。そうしますと基本構想案の修正について、今のところと今後の進め方のところについて、今後の進め方については、原案どおり。そして入試日程については若干表現を今お話のあったように工夫していただくということでほかは原案どおりということでよろしゅうございますか。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

○山中委員長 続いて、議案第8号について議事に供しますが、公開しない議案となりますので傍聴人の方はご退席をお願いします。